いちばけんぽ

東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061　東京都江東区豊洲6-6-1　管理施設棟２階
TEL 03-6633-0711　FAX 03-6636-6100

2024年 **夏号**

健保組合のHPをご覧ください　いちばけんぽ　検索

「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を送付します

～被保険者のみなさまへの配付にご協力お願いいたします～

今年12月2日の保険証廃止に向けて、

- マイナ保険証への移行で目視が困難となる「記号・番号」等の資格情報を容易に確認できるツールとする
- 当組合に登録されている個人番号の下４桁を通知することで、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナ保険証をご利用いただく

ことを目的に「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」という文書（下図参照）を被保険者のみなさまへ送付いたします。送付時期は9月～10月頃を予定しております。

なお、被保険者単位（被扶養者分は同封）で作成した封書につきまして、原則事業主様あてにまとめて送付することとしております。事業主様におかれましては、ご多忙の折大変申し訳ございませんが、被保険者のみなさまへの配付につきまして、ご協力をお願いいたします。

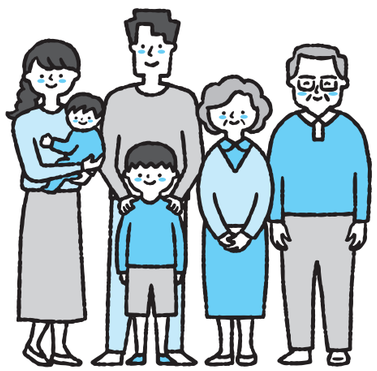

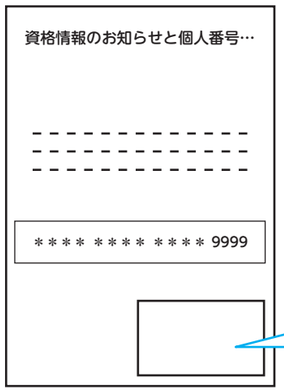

この部分には、組合名、記号・番号・枝番、氏名等が記載されます。厚紙となっており、台紙から剥がして携帯できるようにする予定です。

被扶養者資格再確認について

お問合わせ先　適用係

当組合では保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

本年度は下記のとおり実施いたします。

◆実施時期　令和６年６月
◆対 象 者　保険証の記号が1,000番から8,000番台の方

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけでなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となります。再確認の対象となる方について「被扶養者確認調書」を送付しますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご提出をお願いいたします。

令和６年12月２日　保険証は廃止に！

今から使おう！ マイナ保険証

現在の保険証は今年 12 月２日に廃止されて、マイナンバーカードに一体化されます。
ぜひ一度、医療機関の窓口でマイナ保険証を使ってみてください。
マイナ保険証…保険証利用の登録をしたマイナンバーカードのこと。

マイナ保険証の使い方の動画はコチラ（厚生労働省）

マイナ保険証のメリット

1 医療費が安くなります

マイナ保険証で受診すると、従来の保険証で受診するよりも初診料が 20 円、調剤管理料が20円、安くなります。

※患者負担は上記金額の２割または３割。初診料の加算は同一医療機関で月１回、調剤は６ヵ月に１回。

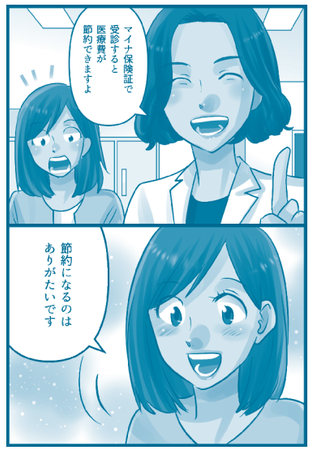

2 質のよい医療が受けられます

マイナ保険証で受診すると、あなたのお薬や診療の情報、健診結果を医師が確認できます。正確な情報をもとに質のよい医療が受けられます。

※本人が同意した場合のみ

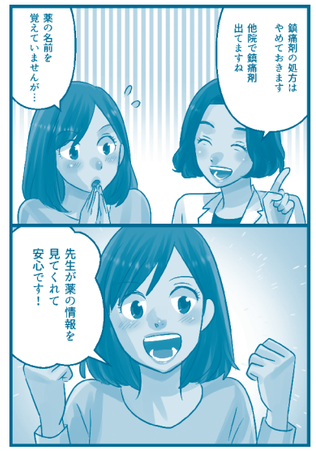

3 高額な窓口負担が手続きなしで軽減

医療費が高額になるとき、マイナ保険証で受診すると「限度額適用認定証」なしで窓口負担が軽減されます。健保組合への手続きは不要です。

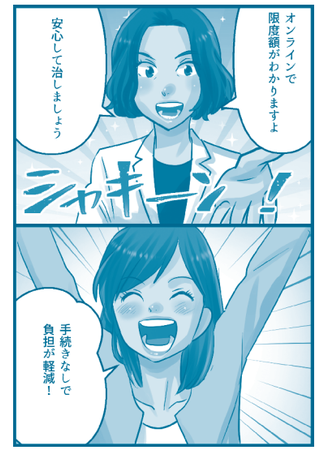

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、**ご自身で「保険証利用の登録」が必要**です（登録は１回のみ）。
急な病気のときにあわてないよう、早めに登録しておきましょう。

保険証利用の登録はここでできます

マイナポータル

医療機関窓口のカードリーダー

セブン銀行 ATM

市区町村の窓口

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの動画はコチラ（厚生労働省）

マイナ保険証によるオンライン資格確認で、不正利用防止や医療機関の業務負担軽減にもつながります。
医療機関ではマイナ保険証をご利用ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方はコチラ（マイナンバーカード総合サイト）

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

算定基礎届・賞与支払届について

お問合わせ先 適用係

毎年実施しております「算定基礎届」の提出が始まります。

◆提出期間　６月27日(木) ～7月19日(金)予定

◆提出方法　郵送及び当組合窓口

◆提出書類　算定基礎届・賞与支払届

※算定基礎届・賞与支払届の提出の際に添付していた総括表は廃止となりました。

なお賞与が支払われなかった場合は「賞与不支給報告書」を提出してください。

算定基礎届の標準報酬決定通知書は後日送付いたします。（８月末頃発送）

賞与支払届、月額変更届についても後日決定通知書を送付いたします。(随時発送)

家庭常備薬の有償あっせんについて

お問合わせ先 疾病予防係

日常の健康管理の一助として「家庭常備薬の有償あっせん」を実施します。

家庭や事業所に常備していただき、万が一のけがや急な発熱などの応急時の備えにご利用ください。購入額2,000円以上で送料が無料になります。詳しいご案内は、7月上旬に被保険者の方および事業所宛に送付いたします。

「令和６年度 被扶養者様向けいちばけんぽ健診ガイド」について

お問合わせ先 疾病予防係

20歳以上の被扶養者の方へ「令和６年度被扶養者様向けいちばけんぽ健診ガイド」を５月に送付いたしました。

毎年健診を受けることで気づかない体の変調を知ることができます。

健診受診を健康管理にお役立てください。

婦人生活習慣病予防健診Cコースの案内送付について

お問合わせ先 疾病予防係

「婦人生活習慣病予防健診Cコース」について、申込方法・健診会場等のご案内を20歳以上の女性加入者の方に6月下旬に送付いたします。

令和6年9月～7年2月の健診について、7月から申込受付を開始します。

第４期特定健診等実施計画書及び第３期データヘルス計画書について

ホームページに『第４期特定健診等実施計画書及び第３期データヘルス計画書』を掲載いたしました。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

お問合わせ先 適用係

令和６年10月から、健康保険・厚生年金保険への加入が義務化される短時間労働者の適用範囲が更に拡大されます。従前の制度との変更点は以下のとおりです。

◆「特定適用事業所」の要件

被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時50人を超える事業所

(変更前)

・平成28年10月～　被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える事業所

・令和 4年10月～　被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人を超える事業所

◆令和６年10月以降の「短時間労働者の社会保険加入要件」

（1）特定適用事業所の規模が被保険者**51人以上**（常時）

（2）所定労働時間が週20時間以上

（3）賃金が月8万8,000円以上

（4）雇用期間が**２カ月を超える見込み**

（5）学生ではないこと

対象となる可能性がある事業所様には、後日個別にご案内いたします。

被扶養者の収入について

収入基準額

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

同居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること。

別居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと。

収入とみなされるもの

1 アルバイトやパートなどをしている方

支給されている給与の総額（通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含みます。）

- １カ月の収入が108,334円（130万円／12カ月）未満
- 60歳以上または障害年金受給者は１カ月の収入が15万円（180万円／12カ月）未満

2 各種年金収入

公的年金（障害年金、遺族年金の非課税の年金も含みます。）、企業年金、個人年金など、支給を受けている年金額等の総額（介護保険料や所得税等の控除前の金額となります。）

- 年金額改定通知書、年金振込通知書等で年収を算出

3 公的保険給付

雇用保険の失業給付、育児休業給付金、健康保険の傷病手当金・出産手当金等

- 日額での受給額が3,612円（130万円／360日）未満
- 60歳以上または障害年金受給者の場合は5,000円（180万円／　360日）未満

4 自営業・雑収入・その他継続的な収入

自営業による収入、不動産収入、利子収入、配当収入、農業収入等

※自営業等による収入がある場合は、年間総収入から直接的必要経費を除いた額が収入となります。
所得税法上の所得額とは異なります。

手続きもれにご注意ください！

健保組合は、みなさまから納めていただいた保険料で運営されています。みなさまの保険料を大切に使うためにも、収入基準を超えた場合や、就職、別居などで認定基準を満たさなくなった場合は、「被扶養者異動届」のご提出をお願いします。

なお、当組合では、毎年、被扶養者の資格の再確認を行っています。（オモテ面参照）